# 普通交付税算定等に係る用語について

# 1 地方財政計画とは

内閣は、地方交付税法第7条の規定に基づき、毎年度、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込を示した書類を作成し国会に提出するとともに、一般に公表しているが、地方財政全体の収支見込に関する部分を、通常「地方財政計画」と呼んでいる。

地方財政計画の主な役割は、①地方財源の保障機能をもつ地方交付税制度とのかかわりにおいて、地方財源の保障を行う②毎年度のあるべき地方行政水準や行財政制度の改革に伴う経費の増減等を標準的な姿で算出し、一方では経済の動向や税財政制度の改正等を織り込んだ収入見込を歳入に計上するため、地方公共団体における行財政運営の指針となるものである。

# 2 地方交付税制度とは

- (1) 地方交付税制度の目的
  - ① 財源の均衡化(地方交付税の財源調整機能) 地方団体間における財政力の格差を解消するため、地方交付税の適正な配分を通じて地方公 共団体相互間の財源の過不足を調整し、均衡を図る。
  - ② 財源の保障(地方交付税の財源保障機能) 地方財源を総額で保障するとともに、基準財政需要額、基準財政収入額という基準の設定を 通じて、どの地方団体に対しても計画的な行政運営を可能とする財源を保障する。

#### (2) 地方交付税の種類

普通交付税(94%)及び特別交付税(6%)の2種類

# (3)普通交付税

基準財政収入額が基準財政需要額に足りない地方団体に対して、その不足額を補塡するために 交付するもの。

普通交付税額 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額

※普通交付税額は、交付基準額(基準財政需要額-基準財政収入額)を交付税総額(交付税財源)に基づき調整した後の額となるため、交付基準額とは一致しない。

### (4)基準財政需要額

地方公共団体の標準的な行政水準を維持するために必要な一般財源の額で、道路橋りょう費や社会福祉費など、いくつかの行政項目ごとに次の算式により算出した額の合計

単位費用 × 測定単位 × 補正係数

測定単位:各行政項目ごとに基準財政需要額を算定するための基準となる数値(例:人口、

道路延長、農家数など)

単位費用:測定単位1単位あたりの費用

補正係数:地方公共団体の規模の大小、人口密度、地理的条件の差(寒冷や積雪の度合など)

等による行政経費の差異を補正するための係数

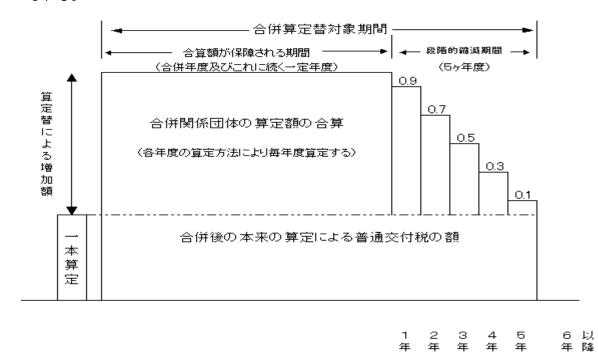
#### (5) 基準財政収入額

地方公共団体の標準的な税収見込額の 75%相当額 ※譲与税及び 19 年度税制改正による個人住民税(税源移譲相当額)等は 100%算入

# (6)合併算定替

- ①「合併後の新団体としての算定額」・・・一本算定
- ②「合併関係団体がそのまま存続し続けたものとした時の算定額(合併関係団体の合計額)」 ・・・合併算定替
- ①②のうち有利な算定額が措置される。

また、合併後一定期間 (注) この算定方法が保障され、さらに 5 ヶ年度は激変緩和措置がとられる。



- (注) 平成 16 年度以前に合併した団体は 10 年度間 平成 17 年度・18 年度に合併した団体は 9 年度間 平成 19 年度・20 年度に合併した団体は 7 年度間 それ以降に合併した団体は 5 年度間
- ※このほか、合併に伴う普通交付税措置として、合併後における行政の一体化(基本構想等の策定・改定・ネットワークの整備等)に要する経費等に対する措置(人口を基礎とした算出額を均等割りで5ヶ年度措置)がある。

Ė

Ħ

日

#### (7)包括算定経費(新型交付税)

平成 18 年 7 月の骨太の方針 2006 (経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006) において、より簡素で新しい基準による交付税の算定を行うなどの見直しを図ることとされたことから、平成 19 年度算定より人口と面積を基本とした簡素な算定を行う包括算定経費 (新型交付税) が導入された。

具体的には、人口規模や宅地、田畑等土地の利用形態による行政コスト差及び離島、過疎など真に配慮が必要な地方団体に対応する仕組みを確保しつつ、国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野から導入し、新地方分権一括法等による国の関与の縮小とあわせて、その割合を順次拡大することとされている。

(8) 頑張る地方応援プログラム (平成21年度終了、平成22~24年度について激変緩和)

「頑張る地方応援プログラム」の交付税措置として、普通交付税においては、行政改革の実績を示す指標、農業産出額、製造品出荷額、事業所数、出生数、転入者人口、小売業年間商品販売額、若年者就業率及びごみ処理量9つの指標を用いて、これらの成果指標が向上した地方公共団体に対し、その程度に応じて基準財政需要額の割増算定を行っている。平成24年度においては、制度終了後の激変緩和として平成21年度の1割程度が算定されている。

#### (9) 地域経済・雇用等対策費(平成24年度からの新規費目)

平成 24 年度の地方財政計画に歳出特別枠「地域経済基盤強化・雇用等対策費」として 1 兆 4,950 億円が計上されたことを受けて、従来の臨時費目である「地方再生対策費」及び「雇用対策・地域資源活用推進費」を整理・統合することにより創設された臨時費目。

歴史的円高等を踏まえ、海外競争力強化等をはじめ地域経済の活性化や雇用機会の創出を 図るとともに、高齢者の生活支援など住民のニーズに適切に対応した行政サービスを展開で きるよう、平成 26 年度までの 3 年間の措置として設けられた。

平成 24 年度においては、道府県、市町村分あわせて 7,400 億円程度を算定することとしている。

## (10) 地方再生対策費 (平成 23 年度終了)

「地方と都市の共生」の考えの下、地域間の税源偏在の是正に取り組むと共に、地方税の偏在是正による財源を活用して、基準財政需要額の臨時的な独立した算定項目として、地方再生に必要な経費を包括的に算定することとなった。

地方再生の取り組みは、市町村が主な役割を担うものであるため、算定に当たっては市町村、特に財政状況の厳しい地域に重点を置くこととされている。

また、合併市町村については、旧市町村単位で算定した額を合算することにより合併後の まちづくり等の財源を確保することとされている。

「地域経済・雇用等対策費」が創設されたことに伴い、平成23年度をもって廃止された。

# (11) 雇用対策・地域資源活用推進費 (平成 23 年度終了)

平成23年度の地方財政計画において、平成22年度地方財政計画で当面の地方単独事業等の 実施に必要な歳出として既定の加算と別枠で計上された「地域活性化・雇用等臨時特例費」 (9,850億円)に、新たに2,150億円を上乗せした歳出特別枠「地域活性化・雇用等対策費」(1 兆2,000億円)が計上されたことを受けて設けられた臨時費目。

地域の雇用情勢等に応じて、雇用機会の創出や、地域の資源を活用した経済の活性化等を図るとともに、高齢者の生活支援など、住民ニーズに適切に対応した行政サービスを展開できるよう、平成23年度において道府県、市町村分あわせて4,500億円程度が算定された。

「地域経済・雇用等対策費」が創設されたことに伴い、平成23年度をもって廃止された。

### (12) 東日本大震災に係る特例加算

地方税法等による非課税措置が講じられた場合、通常、普通交付税における基準財政収入 額の算定においては当該非課税措置分が減額され、普通交付税が増えることとなる。

しかしながら、東日本大震災に係る地方税法等による非課税措置分については、震災復興特別交付税によって全額が財政措置されることとなっていることを踏まえ、二重の財政措置とならないように、普通交付税の算定においてはその 75%を基準財政収入額に加算することとされた。

#### (13) 特別交付税

基準財政需要額に捕捉されなかった特別の財政需要や基準財政収入額に過大に算入された 財政収入、普通交付税の額の算定期日後に生じた災害等のための特別な財政需要等を考慮し て決定される。

# (14) 震災復興特別交付税

昨年度、国の3次補正により、東日本大震災からの復旧・復興事業に係る地方負担分について、通常の特別交付税とは別枠で、個々の被災団体における負担をゼロとするよう交付された特別交付税。

今年度についても、引き続き交付が予定されている。

## 3 臨時財政対策債とは

地方財源の不足に対処するため、平成 13 年度から従来の交付税特別会計借入金による方式にかえて、 地方の財源不足を国と地方が折半して補てんすることとなり、その地方負担分を補塡するため地方財 政法 5 条の特例として発行される地方債で、交付税と同様に一般財源として扱われる。

この措置は、平成22年度までの措置とされていたが、地方財政法の一部改正により25年度まで同様の措置を講ずることとなった。なお、臨時財政対策債発行可能額は基準財政需要額から減額(振替)されるが、その元利償還金は、後年度の基準財政需要額に全額算入される。

また、平成22年度より発行可能額の算出方法が見直され、不交付団体を含めたすべての団体に対して人口を基礎として算出する「人口基礎方式」(現行算出方式)に加えて、各団体の財源不足額及び財政力を考慮して算出する「財源不足額基礎方式」が導入された。財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、平成23年度から平成25年度にかけて段階的に「人口基礎方式」を廃止し、平成25年度に「財源不足額基礎方式」へ完全移行することとされている。

## 4 地方特例交付金とは

地方特例交付金は普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全団体が交付対象となる。

## (1) 児童手当及び子ども手当特例交付金 (平成23年度終了)

平成 18・19 年度に実施された児童手当の制度拡充(支給対象年齢の引き上げ等)及び平成 22 年度における子ども手当の創設に伴う地方負担の増加に対応するため、交付するもの。

各市町村への交付額は、対象子ども数を基礎として算定された。

平成 24 年度より、年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分の一部を当該地方負担の増加に充てることとされたため、平成 23 年度をもって廃止された。

## (2) 地方特例交付金(旧 減収補填特例交付金(住宅借入金等特別控除分))

平成 18 年度の税制改正により、住宅借入金等特別税額控除の既適用者について所得税から住 民税への税源移譲により所得税で控除しきれない税額控除額を住民税から控除することとなっ たことに伴い、地方公共団体に生じる減収を補塡するために交付される。

各市町村への交付額は、市町村交付金総額を各地方公共団体の住宅借入金等特別税額控除見込額で按分した額となる。

#### (3) 減収補塡特例交付金(自動車取得税交付金分)(平成23年度終了)

平成 21 年度の税制改正により、環境性能に優れた自動車の取得・継続保有にかかる負担を時限的に免除・軽減するための自動車重量譲与税・自動車取得税の減税措置が講じられたが、この減税措置が市町村財政に与える影響が大きいことを踏まえ、自動車取得税交付金の減収の一部を補塡するために交付された。

各市町村への交付額は、自動車取得税交付金の減収見込額を基礎として算定された。

平成24年度より、年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分の一部を当該減収の補塡に充てることとされたため、平成23年度をもって廃止された。